



薬機発第0330002号

平成19年3月30日

各都道府県薬務主管部（局）長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

理事長 宮 島 彰



独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について

標記について、別添のとおり関係団体に通知しましたので、お知らせします。



別 記 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

理事長 宮 島 彰

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う審査等業務の手数料の取扱いについては、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」（平成16年4月1日薬機発第10号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知。以下「旧通知」という。）により定めているところですが、今般、新薬審査の複雑化及び迅速化に伴う1件あたりの業務量に対応した審査体制の充実強化等を図るため、薬事法関係手数料令の一部を改正する政令（平成19年政令第99号）が平成19年4月1日に施行されることとなりました。

これに伴い、機構においても、新薬審査の複雑化及び迅速化に伴う1件当たりの業務量に対応した相談体制の充実強化等を図るとともに、医療機器及び体外診断用医薬品の治験相談等に係る新区分の設定を行うため、これらに応じた手数料の額の見直しを行う必要があることから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則（平成16年細則第4号。以下「業務方法書実施細則」という。）の改正を行い、平成19年4月1日に施行することとなりました。

このため、機構が行う審査等の手数料の取扱いについて下記のとおり新たに定めましたので、貴会会員への周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知の施行に伴い、旧通知及び「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」（平成16年4月1日薬機発第11号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）は廃止します。

記

1. 手数料について

機構の審査等が必要な承認申請等を行う場合には、当該承認申請等を行う前にあらかじめ、機構の指定する金融機関の普通預金口座に以下の手数料を振り込み、機構宛の審査等申請書の裏面に「振込受取書」のコピーを貼付してください。

(1) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の審査等に係る手数料

薬事法関係手数料令に定める額

(2) 薬事法に基づく医療機器の審査等に係る手数料

薬事法関係手数料令に定める額

(3) その他の手数料

業務方法書実施細則別表に定める額

2. 手数料の振込について

(1) 手数料は、審査等申請書に記載した品目に応じた手数料の合計金額に対応する金額を振り込んでください。

なお、郵便局から振り込むことはできません。

(2) 実地調査で上記1. の手数料に加算される旅費等の金額については、当該実地調査終了後に、機構が独立行政法人医薬品医療機器総合機構旅費規程（平成16年規程第20号）に基づき算定する額を指定の口座へ振り込んでください。

(3) 市中銀行等の窓口で手数料を振り込む場合は、機構の指定する振込依頼書又は市中銀行等備え付けの振込依頼書を使用してください。なお、機構の指定する振込依頼書は、都道府県の承認申請窓口又は機構の受付で配付しています。

(4) 機構の指定する振込依頼書は、医薬品・医薬部外品・化粧品審査等手数料専用振込依頼書（青色の用紙）と医療機器審査等手数料専用振込依頼書（茶色の用紙）の2種類になります。

① 医薬品、医薬部外品若しくは化粧品に係る承認審査、基準適合性調査、GMP調査、再審査、再審査適合性調査、GLP調査、構造設備調査、海外施設認定等調査、証明確認調査又は対面助言の申請又は申込みを行う場合には、医薬品・医薬部外品・化粧品審査等手数料専用振込依頼書を使用してください。

② 医療機器の承認審査、基準適合性調査、QMS調査、再審査、再審査適合性調査、GLP調査、構造設備調査、海外施設認定等調査若しくは対面助言又は細胞・組織利用製品の対面助言の申請又は申込みを行う場合には、医療機器審査等手数料専用振込依頼書を使用してください。

(5) 機構の指定口座は、以下のとおり医薬品、医薬部外品及び化粧品専用の指定口座と医療機器及び細胞・組織利用製品専用の指定口座と別々に指定しています。

医薬品、医薬部外品及び化粧品専用の指定口座一覧表

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
みずほ銀行	新橋支店	普通	1737826
三井住友銀行	東京公務部	普通	152478
三菱東京UFJ銀行	東京公務部	普通	1004552
りそな銀行	東京営業部	普通	1474953

※ 埼玉りそな銀行の支店から、りそな銀行の指定口座への振込みも同一銀行の扱いとなります。

医療機器及び細胞・組織利用製品専用の指定口座一覧表

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
みずほ銀行	新橋支店	普通	8393075
三井住友銀行	東京公務部	普通	152489
三菱東京UFJ銀行	東京公務部	普通	1179123
りそな銀行	東京営業部	普通	3676472

※ 埼玉りそな銀行の支店から、りそな銀行の指定口座への振込みも同一銀行の扱いとなります。

(6) 市中銀行等備え付けの振込依頼書を使用して振り込む場合又は自動振込機により振り込む場合は、受取人の名称を「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」としてください。送金方法は「電信」と「文書」扱いの2種類ありますが、いずれの方法でも結構です。

(7) 機構の指定する振込依頼書を使用し、上記2.(5)に定める指定銀行本支店から同一銀行の指定口座に振り込む場合に限り、振込手数料は無料となります(例えば、みずほ銀行新宿支店からみずほ銀行新橋支店の機構指定の口座へ振り込む場合)。

3. 業者コードの記入について

(1) 機構の指定する振込依頼書の場合は「業者コード」欄に「業者コード(9桁)」を必ず記載してください。

(2) 市中銀行等備え付けの振込依頼書を使用して振り込む場合又は自動振込機により振り込む場合は、「ご依頼人」欄の最初に「業者コード(9桁)」を記載又は入力し、次に1文字分を空欄とした後、「依頼人の氏名」を記載又は入力してください。

(3) 業者コードを持たない申請者(新規申請業者又は安全性試験実施者)は、「業者コード」欄に「999999999」と記載してください。

なお、治験の相談申込者であって、自ら治験を実施する者は、「業者コード」欄に「999998888」と記載してください。

4. 還付の取扱いについて

(1) 手数料(上記1.(3)に定める医薬品治験相談手数料及び医療機器治験相談手数料を除く。)については、申請者等が別表の左欄に掲げる手数料の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日以降に承認申請等の取下げを行った場合は、手数料の還付を行いません。

(2) 医薬品治験相談手数料及び医療機器治験相談手数料については、申込者が対面助言申込日以後に取下げを行った場合には、手数料の半額還付を行います。

(3) 区分間違い等により、振り込んだ手数料と本来の手数料額に差額が生じた場合は、その差額相当分の還付を行います。

5. その他

手数料に関する振込依頼書の記載、振込等について、疑義が生じた場合は下記に照会してください。

(連絡先)

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

審査管理部 業務課

電話 (03) 3506-9437 (ダイヤルイン)

附 則

この通知は、平成19年4月1日から施行する。

別 表

還付の取扱いについて

手数料区分	業務開始日
新医薬品審査手数料 医薬品再審査手数料 後発医薬品審査手数料 医療機器審査手数料 医療機器再審査手数料 医薬品GMP適合性調査手数料 医療機器QMS適合性調査手数料 医薬品構造設備調査手数料 医療機器構造設備調査手数料 医薬品海外製造施設認定調査手数料 医療機器海外製造施設認定調査手数料 医薬品等証明確認調査手数料	機構受領日
新医薬品適合性調査手数料 医療機器適合性調査手数料 医薬品再審査適合性調査手数料 医療機器再審査適合性調査手数料	資料詳細目録提出指示日
後発医薬品適合性調査手数料（品質再評価に伴う承認事項一部変更承認申請の適合性調査に係るものを除く。）	調査資料提出指示日
後発医薬品適合性調査手数料（品質再評価に伴う承認事項一部変更承認申請の適合性調査に係るものに限る。）	調査資料受取日
新医薬品GCP調査手数料 後発医薬品GCP調査手数料 医療機器GCP調査手数料 医薬品GPS P調査手数料 医療機器GPS P調査手数料 GLP調査手数料	調査実施通知日
医薬品治験相談手数料※ 医薬品簡易相談手数料 医療機器治験相談手数料※ 医療機器簡易相談手数料	対面助言申込日

※ 対面助言申込日以降取下げを行った場合には、手数料の半額を還付する。

別 記

日本製薬団体連合会会長

日本製薬工業協会会長

日本臨床検査薬協会会長

米国研究製薬工業協会技術委員会委員長

欧州製薬団体連合会技術小委員会委員長

日本医療機器関係団体協議会会長

在日米国商工会議所医療機器・体外診断委員会委員長

欧州ビジネス協議会医療機器・体外診断薬委員会委員長

日本化粧品工業連合会会長

日本輸入化粧品協会会長

日本石鹼洗剤工業会会長

日本浴用剤工業会会長

日本エアゾール協会会長

日本エアゾールヘアラッカー工業組合理事長

在日米国商工会議所化粧品委員会委員長

欧州ビジネス協議会化粧品委員会委員長

日本衛生材料工業連合会会長

日本清浄紙綿類工業会会長

日本パーマネントウェーブ液工業組合理事長

日本殺虫剤工業会会長

日本防疫殺虫剤協会会長

日本QA研究会会長

化学物質等安全性試験受託機関協議会会長

社団法人日本血液製剤協会理事長

社団法人細菌製剤協会理事長

社団法人日本医師会治験促進センター長

薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の審査等に係る手数料

注) 手数料額欄の下端は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

(単位:円)

区 分		手数料額		
		審査	適合性	計
医薬品製造業許可に係る調査				
新規業許可	実地		148,100	148,100
	書面	16条1項1号イ	111,500	111,500
区分変更・追加	実地		97,400	97,400
	書面	16条1項2号イ	55,300	55,300
業許可更新	実地		97,400	97,400
	書面	16条1項3号イ	55,300	55,300
医薬品外国製造業者認定に係る調査				
新規業認定	実地		133,300 + 旅費	133,300 + 旅費
	書面	16条2項1号イ	58,100	58,100
区分変更・追加	実地		64,600 + 旅費	64,600 + 旅費
	書面	16条2項2号イ	39,700	39,700
業認定更新	実地		64,600 + 旅費	64,600 + 旅費
	書面	16条2項3号イ	39,700	39,700
医薬品審査(新規承認)				
新医薬品(その1)(オーファン以外)	先の申請品目	23,788,100	6,559,600	30,347,700
	規格違い品目	17条1項1号イ(1)	17条2項1号イ	
新医薬品(その1)(オーファン)	先の申請品目	2,464,000	1,639,800	4,103,800
	規格違い品目	17条1項1号イ(3)	17条2項1号ハ	
新医薬品(その2)(オーファン以外)	先の申請品目	19,934,100	3,286,000	23,220,100
	規格違い品目	17条1項1号イ(2)	17条2項1号ロ	
新医薬品(その2)(オーファン)	先の申請品目	2,061,500	818,100	2,879,600
	規格違い品目	17条1項1号イ(4)	17条2項1号ニ	
後発医療用医薬品(適合性調査あり)	先の申請品目	11,353,100	2,463,200	13,816,300
	規格違い品目	17条1項1号イ(5)	17条2項1号ホ	
一般用医薬品	先の申請品目	1,174,300	615,900	1,790,200
	規格違い品目	17条1項1号イ(6)	17条2項1号ヘ	
体外診断用医薬品(承認基準なし)	先の申請品目	9,345,700	1,232,500	10,578,200
	規格違い品目	17条1項1号イ(7)	17条2項1号ト	
体外診断用医薬品(承認基準あり)	先の申請品目	1,004,100	310,100	1,314,200
	規格違い品目	17条1項1号イ(8)	17条2項1号チ	
医薬部外品・化粧品	基本	412,100	214,000	626,100
	シリーズ追加	17条1項1号イ(9)	17条2項1号リ	
販売名変更代替新規申請	基本	110,300		110,300
	シリーズ追加	17条1項1号イ(10)		
販売名変更代替新規申請	基本	584,100		584,100
	シリーズ追加	17条1項1号イ(13)		
販売名変更代替新規申請	基本	282,900		282,900
	シリーズ追加	17条1項1号イ(12)		
販売名変更代替新規申請	基本	60,300		60,300
	シリーズ追加	17条1項1号イ(11)		
販売名変更代替新規申請	基本	63,500		63,500
	シリーズ追加	17条1項1号ロ、ハ		
販売名変更代替新規申請	基本	35,600		35,600
	シリーズ追加	17条1項1号ホ		

注) 手数料額欄の下端は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

(単位:円)

区 分			手数料額		
			審査	適合性	計
医薬品審査(承認事項一部変更承認)					
新医薬品(その1) (オーファン以外)	効能・効果等の 変	先の申請品目	10,190,500	2,463,200	12,653,700
		規格違い品目	17条1項2号イ(1)	17条2項2号イ	
	そ の 他	規格違い品目	1,057,400	615,900	1,673,300
		規格違い品目	17条1項2号イ(2)	17条2項2号ロ	
そ の 他	規格違い品目	205,100	120,700	325,800	
	規格違い品目	17条1項2号イ(3)	17条2項2号ハ		
新医薬品(その1) (オーファン)	効能・効果等の 変	先の申請品目	8,434,300	1,232,500	9,666,800
		規格違い品目	17条1項2号イ(4)	17条2項2号ニ	
	そ の 他	規格違い品目	875,600	310,100	1,185,700
		規格違い品目	17条1項2号イ(5)	17条2項2号ホ	
そ の 他	規格違い品目	132,700	109,800	242,500	
	規格違い品目	17条1項2号イ(6)	17条2項2号ヘ		
新医薬品(その2) (オーファン以外)	効能・効果等の 変	先の申請品目	10,190,500	2,463,200	12,653,700
		規格違い品目	17条1項2号イ(1)	17条2項2号イ	
	そ の 他	規格違い品目	1,057,400	615,900	1,673,300
		規格違い品目	17条1項2号イ(2)	17条2項2号ロ	
そ の 他	規格違い品目	205,100	120,700	325,800	
	規格違い品目	17条1項2号イ(3)	17条2項2号ハ		
新医薬品(その2) (オーファン)	効能・効果等の 変	先の申請品目	8,434,300	1,232,500	9,666,800
		規格違い品目	17条1項2号イ(4)	17条2項2号ニ	
	そ の 他	規格違い品目	875,600	310,100	1,185,700
		規格違い品目	17条1項2号イ(5)	17条2項2号ホ	
そ の 他	規格違い品目	132,700	109,800	242,500	
	規格違い品目	17条1項2号イ(6)	17条2項2号ヘ		
後発医療用医薬品 (適合性調査あり)	効能・効果等の 変	先の申請品目	10,190,500	2,463,200	12,653,700
		規格違い品目	17条1項2号イ(1)	17条2項2号イ	
	そ の 他	規格違い品目	1,057,400	615,900	1,673,300
		規格違い品目	17条1項2号イ(2)	17条2項2号ロ	
そ の 他	規格違い品目	205,100	120,700	325,800	
	規格違い品目	17条1項2号イ(3)	17条2項2号ハ		
一 般 用 医 薬 品			56,400		56,400
			17条1項2号イ(7)		
体外診断用医薬品(承認基準なし)			295,800		295,800
			17条1項2号イ(10)		
体外診断用医薬品(承認基準あり)		基 本	143,500		143,500
		シリーズ追加	17条1項2号イ(9)		
			31,900		31,900
医 薬 部 外 品 ・ 化 粧 品			35,600		35,600
			17条1項2号ロ、ハ		

注) 手数料額欄の下端は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

(単位:円)

区 分			手数料額			
			審査	適合性	計	
医薬品 G M P 適合性調査						
承認 変 輸 出 用 製 造	新 医 薬 品	国 内		739,800	739,800	
		海 外	17条4項1号口(1)	933,500 + 旅費	933,500 + 旅費	
	生物由来医薬品・放射性医薬品等	国 内		666,100	666,100	
		海 外	17条4項1号イ(1)	844,400 + 旅費	844,400 + 旅費	
	滅菌医薬品・滅菌医薬部外品	国 内		201,300	201,300	
		海 外	17条4項1号ハ(1)	229,800 + 旅費	229,800 + 旅費	
	上記以外の医薬品・医薬部外品	国 内		141,200	141,200	
		海 外	17条4項1号ニ(1)	155,400 + 旅費	155,400 + 旅費	
	包装・表示・保管、外部試験検査等	国 内		63,800	63,800	
		海 外	17条4項2号イ、5項1号イ	84,800 + 旅費	84,800 + 旅費	
	品目承認 更新 輸 出 用 更 新	生物由来医薬品・放射性医薬品等	基 本	国 内	436,000	436,000
			品 目 追 加	海 外	17条4項3号イ(1)	554,200 + 旅費
滅菌医薬品・滅菌医薬部外品		基 本	国 内	30,500	30,500	
		品 目 追 加	海 外	17条4項3号イ(1)	30,500	30,500
上記以外の医薬品・医薬部外品		基 本	国 内	380,000	380,000	
		品 目 追 加	海 外	17条4項3号イ(2)	480,000 + 旅費	480,000 + 旅費
包装・表示・保管、外部試験検査等		基 本	国 内	12,400	12,400	
		品 目 追 加	海 外	17条4項3号口(1)	12,400	12,400
生物由来医薬品・放射性医薬品等		基 本	国 内	336,500	336,500	
		品 目 追 加	海 外	17条4項3号ハ(1)	409,400 + 旅費	409,400 + 旅費
滅菌医薬品・滅菌医薬部外品		基 本	国 内	9,600	9,600	
		品 目 追 加	海 外	17条4項3号ハ(1)	9,600	9,600
上記以外の医薬品・医薬部外品	基 本	国 内	258,500	258,500		
	品 目 追 加	海 外	17条4項3号ハ(2)	338,100 + 旅費	338,100 + 旅費	
包装・表示・保管、外部試験検査等	基 本	国 内	6,700	6,700		
	品 目 追 加	海 外	17条4項3号ニ(1)、5項2号イ	6,700	6,700	
生物由来医薬品・放射性医薬品等	基 本	国 内				
	品 目 追 加	海 外	17条4項3号ニ(2)、5項2号口			

注) 手数料額欄の下端は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

(単位:円)

区 分				手数料額			
				審査	適合性	計	
医薬品非臨床基準適合性調査							
G	L	P	国 内		2,062,400	2,062,400	
			海 外	17条3項1号イ・9項2号イ(1)			
				2,282,600 + 旅費		2,282,600 + 旅費	
				17条3項1号ロ・9項2号イ(2)			
医薬品臨床基準適合性調査							
新	G	C	P	先の申請品目	国 内	2,723,200	2,723,200
					海 外	17条3項2号イ	
					3,011,900 + 旅費		3,011,900 + 旅費
					17条3項2号ロ		
		規格違い品目	国 内	720,800	720,800		
			海 外	17条3項2号ハ			
				751,800 + 旅費		751,800 + 旅費	
				17条3項2号ニ			
後	発	G	C	P	国 内	645,200	645,200
					海 外	17条3項2号ホ	
				950,200 + 旅費		950,200 + 旅費	
				17条3項2号ヘ			
医薬品再審査							
確	認	調	査	先の申請品目	806,600	2,673,700	3,480,300
				規格違い等品目	17条8項1号イ	17条9項1号イ	
				271,500	892,100	1,163,600	
				17条8項1号ロ	17条9項1号ロ		
G	P	S	P	先の申請品目	国 内	2,193,300	2,193,300
					海 外	17条9項2号ロ(1)	
					2,409,600 + 旅費		2,409,600 + 旅費
					17条9項2号ロ(2)		
		規格違い等品目	国 内	752,600	752,600		
			海 外	17条9項2号ロ(3)			
				772,300 + 旅費		772,300 + 旅費	
				17条9項2号ロ(4)			

薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく医療機器の審査等に係る手数料

注) 手数料額欄の下端は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

(単位:円)

区 分		手数料額		
		審査	適合性	計
医療機器製造業許可に係る調査				
新規業許可	実地		148,100	148,100
	書面		16条1項1号イ 111,500	111,500
区分変更・追加	実地		97,400	97,400
	書面		16条1項2号イ 55,300	55,300
業許可更新	実地		97,400	97,400
	書面		16条1項3号イ 55,300	55,300
医療機器外国製造業者認定に係る調査				
新規業認定	実地		133,300 + 旅費	133,300 + 旅費
	書面		16条2項1号イ 58,100	58,100
区分変更・追加	実地		64,600 + 旅費	64,600 + 旅費
	書面		16条2項2号イ 39,700	39,700
業認定更新	実地		64,600 + 旅費	64,600 + 旅費
	書面		16条2項3号イ 39,700	39,700
医療機器審査(新規承認)				
医療機器承認(承認基準なし、臨床あり)		3,077,000	664,500	3,741,500
		17条1項1号二(1)	17条2項1号又	
医療機器承認(承認基準なし、臨床なし)		1,164,300	68,500	1,232,800
		17条1項1号二(3)	17条2項1号ヲ	
高度管理医療機器承認(承認基準あり、臨床なし)		282,900	68,500	351,400
		17条1項1号二(2)	17条2項1号ル	
管理医療機器承認(認証基準あり、臨床なし)		282,900		282,900
		17条1項1号二(2)		
販売名変更		35,600		35,600
		17条1項1号ホ		
医療機器審査(承認事項一部変更承認)				
医療機器承認(承認基準なし、臨床あり)		1,538,000	664,500	2,202,500
		17条1項2号二(1)	17条2項2号ト	
医療機器承認(承認基準なし、臨床なし)		584,100	37,100	621,200
		17条1項2号二(3)	17条2項2号リ	
高度管理医療機器承認(承認基準あり、臨床なし)		143,500	37,100	180,600
		17条1項2号二(2)	17条2項2号子	
管理医療機器承認(認証基準あり、臨床なし)		143,500		143,500
		17条1項2号二(2)		

注) 手数料額欄の下段は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

(単位:円)

区 分			手数料額			
			審査	適合性	計	
医療機器 Q M S 適合性調査						
承認・ 変輸出用製造	新 医 療 機 器	国 内		739,800	739,800	
		海 外	17条4項1号口(1)	933,500 + 旅費	933,500 + 旅費	
	生 物 由 来 医 療 機 器 ・ 高度管理医療機器(クラスIV)等	国 内		666,100	666,100	
		海 外	17条4項1号イ(1)	844,400 + 旅費	844,400 + 旅費	
	滅 菌 医 療 機 器	国 内		201,300	201,300	
		海 外	17条4項1号ハ(1)	229,800 + 旅費	229,800 + 旅費	
	上 記 以 外 の 医 療 機 器	国 内		141,200	141,200	
		海 外	17条4項1号ニ(1)	155,400 + 旅費	155,400 + 旅費	
	包 装 ・ 表 示 ・ 保 管 ・ 外 部 試 験 検 査 等	国 内		63,800	63,800	
		海 外	17条4項2号イ、5項1号イ	84,800 + 旅費	84,800 + 旅費	
	品目承認更新輸出用更新	生 物 由 来 医 療 機 器 ・ 高度管理医療機器 (ク ラ ス I V) 等	基 本	国 内	436,000	436,000
			品 目 追 加	海 外	17条4項3号イ(1)	554,200 + 旅費
基 本			国 内	30,500	30,500	
品 目 追 加			海 外	17条4項3号イ(2)	30,500	30,500
滅 菌 医 療 機 器		基 本	国 内	380,000	380,000	
		品 目 追 加	海 外	17条4項3号口(1)	480,000 + 旅費	480,000 + 旅費
		基 本	国 内	12,400	12,400	
		品 目 追 加	海 外	17条4項3号口(2)	12,400	12,400
上 記 以 外 の 医 療 機 器		基 本	国 内	336,500	336,500	
		品 目 追 加	海 外	17条4項3号ハ(1)	409,400 + 旅費	409,400 + 旅費
		基 本	国 内	9,600	9,600	
		品 目 追 加	海 外	17条4項3号ハ(2)	9,600	9,600
包 装 ・ 表 示 ・ 保 管 ・ 外 部 試 験 検 査 等	基 本	国 内	258,500	258,500		
	品 目 追 加	海 外	17条4項3号二(1)、5項2号イ	338,100 + 旅費	338,100 + 旅費	
	基 本	国 内	6,700	6,700		
	品 目 追 加	海 外	17条4項3号二(2)、5項2号口	6,700	6,700	

注) 手数料額欄の下端は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

(単位:円)

区 分			手数料額		
			審査	適合性	計
医療機器非臨床基準適合性調査					
G	L	国	内	2,062,400	2,062,400
		海	外	17条3項1号イ・9項2号イ(1)	
				2,282,600 + 旅費	2,282,600 + 旅費
				17条3項1号ロ・9項2号イ(2)	
医療機器臨床基準適合性調査					
G	C	国	内	635,300	635,300
		海	外	17条3項3号イ	
				918,400 + 旅費	918,400 + 旅費
				17条3項3号ロ	
医療機器再審査					
新	医	療	機	502,600	624,600
				17条8項2号イ	17条9項1号ハ
新	医	療	機	51,600	51,600
				17条8項2号ロ	
G	P	S	国	内	610,700
			海	外	17条9項2号ロ(5)
				949,000 + 旅費	949,000 + 旅費
				17条9項2号ロ(6)	

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」新旧対照表

新	旧
<p>別記 殿</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長 宮 島 彰</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が行う審査等業務の手数料の取扱いは、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」（平成16年4月1日薬機発第10号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知。以下「旧通知」という。）により定められているところですが、今般、新薬審査の複雑化及び迅速化に伴う1件あたりの業務量に対応した審査体制の充実強化等を図るため、薬事法関係手数料令の一部を改正する政令（平成19年政令第9号）が平成19年4月1日に施行されることとなりました。</p> <p>これに伴い、機構においても、新薬審査の複雑化及び迅速化に伴う1件当たりの業務量に対応した相談体制の充実強化等を図るとともに、医療機器及び体外診断用医薬品の治験相談等に係る新区分の設定を行うため、これらに応じた手数料の額の見直しを行う必要があることから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則（平成16年細則第4号。以下「業務方法書実施細則」という。）の改正を行い、平成19年4月1日に施行することとなりました。</p> <p>このため、機構が行う審査等の手数料の取扱いについて下記のとおり新たに定めさせていただきますので、貴会員への周知方よろしくお願いいたします。</p>	<p>別記 殿</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長 宮 島 彰</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の設立に伴い、機構が行う審査等業務の手数料の取扱いは、「<u>独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の設立に伴い、機構が行う審査等業務の手数料の取扱いは、下記のとおりとなりますので、貴会員へ周知方よろしくお願い致します。</u></p>
<p>薬機発第0330001号 平成19年3月30日</p>	<p>平成17年12月27日改正 薬機発第10号 平成16年4月1日</p>

なお、本通知の施行に伴い、旧通知及び「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」(平成16年4月1日薬機発第111号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知)は廃止します。

記

1. 手数料について

機構の審査等が必要な承認申請等を行う場合には、当該承認申請等を行う前にかじめ、機構の指定する金融機関の普通預金口座に以下の手数料を振り込み、機構宛の審査等申請書の裏面に「振込受取書」のコピーを貼付してください。

(1) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品に係る手数料
薬事法関係手数料令に定める額

(2) 薬事法に基づく医療機器の審査に係る手数料
薬事法関係手数料令に定める額

(3) その他の手数料

業務方法書実施細則別表に定める額

2. 手数料の振込について

(1) 手数料は、審査等申請書に記載した品目に応じた手数料の合計金額に対応する金額を振り込んでください。

なお、郵便局から振り込むことはできません。

(2) 実地調査で上記1.の手数料に加算される旅費等の金額については、当該実地調査終了後に、機構が独立行政法人医薬品医療機器総合機構旅費規程(平成16年規程第20号)に基づき算定する額を指定の口座へ振り込んでください。

記

1. 審査等手数料について

機構の審査等が必要な承認申請等を行う場合には、申請前にかじめ機構の指定する金融機関の普通預金口座に審査等手数料を振り込み、機構宛の審査等申請書の裏面に「振込受取書」のコピーを貼付して下さい。

(1) 医薬品・医薬部外品・化粧品審査等手数料一覧表・・・別表1

(2) 医療機器審査等手数料一覧表・・・別表2

(3) その他の手数料等一覧表・・・別表3

2. 審査等手数料の振込について

(1) 審査等手数料は、審査等申請書に記載した品目に応じた手数料の合計金額に対応する金額を振り込んで下さい。

(2) 実地調査で別途手数料に加算されます旅費等については、調査終了後、機構の請求により指定の口座へ振り込んで下さい。

(3) 市中銀行等の窓口で手数料を振り込む場合は、機構の指定する振込依頼書又は市中銀行等備え付けの振込依頼書若しくは自動振込機で、機構の指定口座に振り込んで下さい。
なお、機構の指定する振込依頼書は、都道府県の承認申請窓口又は機構の受付で配付されています。

(4) 機構の指定する振込依頼書は、医薬品・医薬部外品・化粧品審査等手数料専用振込依頼書（青色の用紙）と医療機器審査等手数料専用振込依頼書（茶色の用紙）の2種類になります。

① 医薬品、医薬部外品若しくは化粧品に係る承認審査、基準適合性調査、GMP調査、再審査、再審査適合性調査、GLP調査、構造設備調査、海外施設認定等調査、証明確認調査又は対面助言の申請又は申込みを行う場合には、医薬品・医薬部外品・化粧品審査等手数料専用振込依頼書を使用して下さい。

② 医療機器の承認審査、基準適合性調査、QMS調査、再審査、再審査適合性調査、GLP調査、構造設備調査、海外施設認定等調査若しくは対面助言又は細胞・組織利用製品の対面助言の申請又は申込みを行う場合には、医療機器審査等手数料専用振込依頼書を使用して下さい。

(5) 機構の指定口座は、以下のとおり医薬品、医薬部外品及び化粧品専用の指定口座と医療機器及び細胞・組織利用製品専用の指定口座と別々に指定されています。

医薬品、医薬部外品及び化粧品専用の指定口座一覧表

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
みずほ銀行	新橋支店	普通	1737826
三井住友銀行	東京公務部	普通	152478
三菱東京UFJ銀行	東京公務部	普通	1004552
りそな銀行	東京営業部	普通	1474953

(3) 審査等手数料は、機構の指定する振込依頼書又は市中銀行備え付けの振込依頼書若しくは自動振込機で、機構の指定口座に振り込んで下さい。
なお、郵便局から振り込むことはできません。

また、機構の指定する振込依頼書は、都道府県の承認申請窓口又は機構の受付で配付されます。

(4) 機構の指定する振込依頼書は、医薬品・医薬部外品・化粧品審査等手数料専用（青色の用紙）と医療機器審査等手数料専用（茶色の用紙）の2種類になります。

① 医薬品、医薬部外品、化粧品に係る承認審査、基準適合性調査、GMP調査、再審査、再審査適合性調査、GLP調査、構造設備調査、海外施設認定等調査、証明確認調査及び対面助言を申請・申込される場合には、医薬品・医薬部外品・化粧品審査等手数料専用振込依頼書を使用して下さい。

② 医療機器の承認審査、基準適合性調査、GMP調査、再審査、再審査適合性調査、GLP調査、構造設備調査、海外施設認定等調査及び対面助言を申請・申込される場合には、医療機器専用の振込依頼書を使用して下さい。

(5) 機構の指定口座は、次のとおり医薬品、医薬部外品、化粧品専用の指定口座と医療機器専用の指定口座と別々に指定されています。

医薬品、医薬部外品、化粧品専用の指定口座一覧表

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
みずほ銀行	新橋支店	普通	1737826
三井住友銀行	東京公務部	普通	152478
三菱東京UFJ銀行	東京公務部	普通	1004552
りそな銀行	東京営業部	普通	1474953

※ 埼玉りそな銀行の支店から、りそな銀行の指定口座への振込みも
同一銀行の扱いとなります。

医療機器及び細胞・組織利用製品専用の指定口座一覧表

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
みずほ銀行	新橋支店	普通	8393075
三井住友銀行	東京公務部	普通	152489
三菱東京UFJ銀行	東京公務部	普通	1179123
りそな銀行	東京営業部	普通	3676472

※ 埼玉りそな銀行の支店から、りそな銀行の指定口座への振込みも
同一銀行の扱いとなります。

(6) 市中銀行等備え付けの振込依頼書を使用して振り込む場合は自動振込機により振り込む場合は、受取人の名称を「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」としてください。送金方法は「電信」と「文書」扱いの2種類ありますが、いずれの方法でも結構です。

(7) 機構の指定する振込依頼書を使用し、上記2.(5)に定める指定銀行本店から同一銀行の指定口座に振り込む場合に限り、振込手数料は無料となります（例えば、みずほ銀行新宿支店からみずほ銀行新橋支店の機構指定の口座へ振り込む場合）。

3. 業者コードの記入について

(1) 機構の指定する振込依頼書の場合は「業者コード」欄に「業者コード(9桁)」を必ず記載してください。

(2) 市中銀行等備え付けの振込依頼書を使用して振り込む場合は自動振込機により振り込む場合は、「ご依頼人」欄の最初に「業者コード(9桁)」を

※ 埼玉りそな銀行の支店から、りそな銀行の指定口座への振込みも
同一銀行の扱いとなります。

医療機器専用の指定口座一覧表

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
みずほ銀行	新橋支店	普通	8393075
三井住友銀行	東京公務部	普通	152489
三菱東京UFJ銀行	東京公務部	普通	1179123
りそな銀行	東京営業部	普通	3676472

※ 埼玉りそな銀行の支店から、りそな銀行の指定口座への振込みも
同一銀行の扱いとなります。

(6) 市中銀行等備え付けの振込依頼書又は自動振込機を使用して振り込む場合は、受取人の名称は「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」と記載し、送金方法は「電信」と「文書」扱いの2種類ありますが、いずれの方法でも結構です。

(7) 機構の指定する振込依頼書を使用し、2.(5)に示す指定銀行本店から同一銀行の指定口座に振り込む場合に限り、振込手数料は無料となります（例えば、みずほ銀行新宿支店からみずほ銀行新橋支店の機構指定の口座へ振り込む場合）。

3. 業者コードの記入について

(1) 機構の指定する振込依頼書の場合は「業者コード」欄に「業者コード(9桁)」を必ず記載してください。

(2) 市中銀行等備え付けの振込依頼書の場合は、最初に「業者コード(9桁)」を記載し、次に1文字分を空欄とした後、「依頼人の氏名」を記載して下さ

記載又は入力し、次に1文字分を空欄とした後、「依頼人の氏名」を記載又は入力してください。

- (3) 業者コードを持たない申請者（新規申請業者又は安全性試験実施者）は、「業者コード」欄に「999999999」と記載してください。
なお、治験の相談申込者であって、自ら治験を実施する者は、「業者コード」欄に「999999888」と記載してください。

4. 還付の取扱いについて

(1) 手数料（上記1.(3)に定める医薬品治験相談手数料及び医療機器治験相談手数料を除く。）については、申請者等が別表4の左欄に掲げる手数料の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日以降に承認申請等の取下げを行った場合は、手数料の還付をいたしません。

(2) 医薬品治験相談手数料及び医療機器治験相談手数料については、申込者が対面助言申込日以後に取下げを行った場合には、手数料の半額還付を行います。

(3) 区分間違い等により、振り込んだ手数料と本来の手数料額に差額が生じた場合は、その差額相当分の還付を行います。

5. その他

手数料に関する振込依頼書の記載、振込等について、疑義が生じた場合は下記に照会してください。

(連絡先)

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル

い。自動振込機を使用する場合も同じです。

- (3) 業者コードを持たない申請者（新規申請業者または安全性試験実施者）は、業者コードを「999999999」と記載して下さい。

なお、治験の相談申込者で、自ら治験を実施する者の場合は、業者コードの欄「999999888」と記載して下さい。

4. 還付の取扱いについて

(1) 審査等手数料（医薬品治験相談手数料及び医療機器治験相談手数料を除く。）については、申請者等が別表4の左欄に掲げる手数料の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日以降に承認申請等の取下げを行った場合は、手数料の還付をいたしません。

(2) 医薬品治験相談手数料及び医療機器治験相談手数料については、申込者が対面助言申込日以後に取下げを行った場合には、手数料の半額還付を行います。

5. その他

審査等手数料に関する記載、振込等について、疑義が生じた場合は下記に照会して下さい。

(連絡先)

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

審査管理部 業務課

電話 (03) 3506-9437 (ダイヤルイン)

附 則

この通知は、平成19年4月1日から施行する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

審査管理部 業務課

電話 (03) 3506-9437 (ダイヤルイン)

附 則 (平成17年3月30日薬機発0330008号)

この通知は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日薬機発1227010号)

この通知は、平成18年1月1日から施行する。

【別添。以下に参考として添付。】

薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品等の審査等に係る手数料
 注）手数料額欄の下段は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

医薬品製造業許可に係る調査	手数料額		計
	審査	適合性	
新規業許	実地	148,100	148,100
	書面	16条1項1号イ 111,500	111,500
区分変更・追加	実地	97,400	97,400
	書面	16条1項2号イ 55,300	55,300
業許可更	実地	97,400	97,400
	書面	16条1項3号イ 55,300	55,300
医薬品外国製造業者認定に係る調査			
新規業認	実地	133,300 + 旅費	133,300 + 旅費
	書面	16条2項1号イ 58,100	58,100
区分変更・追加	実地	64,600 + 旅費	64,600 + 旅費
	書面	16条2項2号イ 39,700	39,700
業認可更	実地	64,600 + 旅費	64,600 + 旅費
	書面	16条2項3号イ 39,700	39,700

別表1

医薬品・医薬部外品・化粧品手数料一覧表
 注）手数料額欄の下段は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

医薬品製造業許可に係る調査	手数料額		計
	審査	適合性	
新規業許	実地	148,100	148,100
	書面	16条1項1号イ 111,500	111,500
区分変更・追加	実地	97,400	97,400
	書面	16条1項2号イ 55,300	55,300
業許可更	実地	97,400	97,400
	書面	16条1項3号イ 55,300	55,300
医薬品外国製造業者認定に係る調査			
新規業認	実地	133,300 + 旅費	133,300 + 旅費
	書面	16条2項1号イ 58,100	58,100
区分変更・追加	実地	64,600 + 旅費	64,600 + 旅費
	書面	16条2項2号イ 39,700	39,700
業認可更	実地	64,600 + 旅費	64,600 + 旅費
	書面	16条2項3号イ 39,700	39,700

医薬品審査(新規承認)	区分	手数料額		計
		審査	適合性	
新医薬品(その1)(オーファン以外)	先の申請品目	23,788,100	6,559,600	30,347,700
	規格違へ品目	2,464,000	1,639,800	4,103,800
新医薬品(その1)(オーファン)	先の申請品目	19,934,100	3,286,000	23,220,100
	規格違へ品目	2,061,500	818,100	2,879,600
新医薬品(その2)(オーファン以外)	先の申請品目	11,353,100	2,463,200	13,816,300
	規格違へ品目	1,174,300	615,900	1,790,200
新医薬品(その2)(オーファン)	先の申請品目	9,345,700	1,232,500	10,578,200
	規格違へ品目	1,004,100	310,100	1,314,200
後発医薬用医薬品(適合性調査あり)		412,100	214,000	626,100
一般用医薬品		110,300		110,300
体外診断用医薬品(承認基準なし)		584,100		584,100
基 本		282,900		282,900
シリーズ追加		60,300		60,300
医薬部外品・化粧品		63,500		63,500
販売名変更代替新規申請		35,600		35,600
		17条1項1号ホ		

医薬品審査(新規承認)	区分	手数料額		計
		審査	適合性	
新医薬品(その1)(オーファン以外)	先の申請品目	9,841,500	6,559,600	16,401,100
	規格違へ品目	2,464,000	1,639,800	4,103,800
新医薬品(その1)(オーファン)	先の申請品目	8,251,700	3,286,000	11,537,700
	規格違へ品目	2,061,500	818,100	2,879,600
新医薬品(その2)(オーファン以外)	先の申請品目	4,699,000	2,463,200	7,162,200
	規格違へ品目	1,174,300	615,900	1,790,200
新医薬品(その2)(オーファン)	先の申請品目	3,876,000	1,232,500	5,108,500
	規格違へ品目	1,004,100	310,100	1,314,200
後発医薬用医薬品(適合性調査あり)		412,100	214,000	626,100
一般用医薬品		110,300		110,300
体外診断用医薬品(承認基準なし)		584,100		584,100
基 本		282,900		282,900
シリーズ追加		60,300		60,300
医薬部外品・化粧品		63,500		63,500
販売名変更代替新規申請		35,600		35,600
		17条1項1号ホ		

医薬品審査 (承認事項一部変更承認)	区分		手数料額		計
	審査	適合性	審査	適合性	
新医薬品 (その1) (オーファン以外)	効能・効果等の変更	先の申請品目	10,190,500 17条1項2号イ(1)	2,463,200 17条2項2号イ	12,653,700
	その他	規格違い品目	1,057,400 17条1項2号イ(2)	615,900 17条2項2号ロ	1,673,300
		他	205,100 17条1項2号イ(3)	120,700 17条2項2号ハ	325,800
新医薬品 (その1) (オーファン)	効能・効果等の変更	先の申請品目	9,434,300 17条1項2号イ(4)	1,232,500 17条2項2号ニ	9,666,800
	その他	規格違い品目	875,600 17条1項2号イ(5)	310,100 17条2項2号ホ	1,185,700
		他	132,700 17条1項2号イ(6)	109,800 17条2項2号ヘ	242,500
新医薬品 (その2) (オーファン以外)	効能・効果等の変更	先の申請品目	10,190,500 17条1項2号イ(1)	2,463,200 17条2項2号イ	12,653,700
	その他	規格違い品目	1,057,400 17条1項2号イ(2)	615,900 17条2項2号ロ	1,673,300
		他	205,100 17条1項2号イ(3)	120,700 17条2項2号ハ	325,800
新医薬品 (その2) (オーファン)	効能・効果等の変更	先の申請品目	8,434,300 17条1項2号イ(4)	1,232,500 17条2項2号ニ	9,666,800
	その他	規格違い品目	875,600 17条1項2号イ(5)	310,100 17条2項2号ホ	1,185,700
		他	132,700 17条1項2号イ(6)	109,800 17条2項2号ヘ	242,500
後発医療用医薬品 (適合性調査あり)	効能・効果等の変更	先の申請品目	10,190,500 17条1項2号イ(1)	2,463,200 17条2項2号イ	12,653,700
	その他	規格違い品目	1,057,400 17条1項2号イ(2)	615,900 17条2項2号ロ	1,673,300
		他	205,100 17条1項2号イ(3)	120,700 17条2項2号ハ	325,800
一般用医薬品			56,400 17条1項2号イ(7)		56,400
体外診断用医薬品 (承認基準なし)			295,800 17条1項2号イ(10)		295,800
体外診断用医薬品 (承認基準あり)	基	本	143,500 17条1項2号イ(9)		143,500
		シリーク追加	31,900 17条1項2号イ(8)		31,900
		化粧品	35,600 17条1項2号ロ、ハ		35,600

医薬品審査 (承認事項一部変更承認)	区分		手数料額		計
	審査	適合性	審査	適合性	
新医薬品 (その1) (オーファン以外)	効能・効果等の変更	先の申請品目	4,215,500 17条1項2号イ(1)	2,463,200 17条2項2号イ	6,678,700
	その他	規格違い品目	1,057,400 17条1項2号イ(2)	615,900 17条2項2号ロ	1,673,300
		他	205,100 17条1項2号イ(3)	120,700 17条2項2号ハ	325,800
新医薬品 (その1) (オーファン)	効能・効果等の変更	先の申請品目	3,487,100 17条1項2号イ(4)	1,232,500 17条2項2号ニ	4,719,600
	その他	規格違い品目	875,600 17条1項2号イ(5)	310,100 17条2項2号ホ	1,185,700
		他	132,700 17条1項2号イ(6)	109,800 17条2項2号ヘ	242,500
新医薬品 (その2) (オーファン以外)	効能・効果等の変更	先の申請品目	4,215,500 17条1項2号イ(1)	2,463,200 17条2項2号イ	6,678,700
	その他	規格違い品目	1,057,400 17条1項2号イ(2)	615,900 17条2項2号ロ	1,673,300
		他	205,100 17条1項2号イ(3)	120,700 17条2項2号ハ	325,800
新医薬品 (その2) (オーファン)	効能・効果等の変更	先の申請品目	3,487,100 17条1項2号イ(4)	1,232,500 17条2項2号ニ	4,719,600
	その他	規格違い品目	875,600 17条1項2号イ(5)	310,100 17条2項2号ホ	1,185,700
		他	132,700 17条1項2号イ(6)	109,800 17条2項2号ヘ	242,500
後発医療用医薬品 (適合性調査あり)	効能・効果等の変更	先の申請品目	4,215,500 17条1項2号イ(1)	2,463,200 17条2項2号イ	6,678,700
	その他	規格違い品目	1,057,400 17条1項2号イ(2)	615,900 17条2項2号ロ	1,673,300
		他	205,100 17条1項2号イ(3)	120,700 17条2項2号ハ	325,800
一般用医薬品			56,400 17条1項2号イ(7)		56,400
体外診断用医薬品 (承認基準なし)			295,800 17条1項2号イ(10)		295,800
体外診断用医薬品 (承認基準あり)	基	本	143,500 17条1項2号イ(9)		143,500
		シリーク追加	31,900 17条1項2号イ(8)		31,900
		化粧品	35,600 17条1項2号ロ、ハ		35,600

医薬品GMP適合性調査	区分		手数料額		計
	新医薬品	国内	審査	適合性	
承認一変輸出用製造	新医薬品	国内		739,800	739,800
		海外	17条4項1号ロ(1)		
			933,500 + 旅費		933,500 + 旅費
		国内	17条4項1号ロ(2)		
			666,100		666,100
	生物由来医薬品・放射性医薬品等	国内	17条4項1号イ(1)		
		海外	844,400 + 旅費		844,400 + 旅費
			17条4項1号イ(2)		
		国内	201,300		201,300
	滅菌医薬品・減菌医薬部外品	国内	17条4項1号ハ(1)		
	海外	229,800 + 旅費		229,800 + 旅費	
		17条4項1号ハ(2)			
	国内	141,200		141,200	
上記以外の医薬品・医薬部外品	国内	17条4項1号ニ(1)			
	海外	155,400 + 旅費		155,400 + 旅費	
		17条4項1号ニ(2)			
	国内	63,800		63,800	
包装・表示・保管・外部試験検査等	国内	17条4項2号イ、5項1号イ			
	海外	84,800 + 旅費		84,800 + 旅費	
		17条4項2号ロ、5項1号ロ			

医薬品GMP適合性調査	区分		手数料額		計
	新医薬品	国内	審査	適合性	
承認一変輸出用製造	新医薬品	国内		739,800	739,800
		海外	17条4項1号ロ(1)		
			933,500 + 旅費		933,500 + 旅費
		国内	17条4項1号ロ(2)		
			666,100		666,100
	生物由来医薬品・放射性医薬品等	国内	17条4項1号イ(1)		
		海外	844,400 + 旅費		844,400 + 旅費
			17条4項1号イ(2)		
		国内	201,300		201,300
	滅菌医薬品・減菌医薬部外品	国内	17条4項1号ハ(1)		
	海外	229,800 + 旅費		229,800 + 旅費	
		17条4項1号ハ(2)			
	国内	141,200		141,200	
上記以外の医薬品・医薬部外品	国内	17条4項1号ニ(1)			
	海外	155,400 + 旅費		155,400 + 旅費	
		17条4項1号ニ(2)			
	国内	63,800		63,800	
包装・表示・保管・外部試験検査等	国内	17条4項2号イ、5項1号イ			
	海外	84,800 + 旅費		84,800 + 旅費	
		17条4項2号ロ、5項1号ロ			

区分		手数料額		計
基	本	審査	適合性	
生物由来医薬品・ 放射線医薬品等	国内		436,000	436,000
	海外		17条4項3号イ(1)	
品目追加	国内		554,200 + 旅費	554,200 + 旅費
	海外		17条4項3号イ(2)	
品目追加	国内		30,500	30,500
	海外		17条4項3号イ(1)	
品目追加	国内		30,500	30,500
	海外		17条4項3号イ(2)	
品目承認更新	国内		380,000	380,000
	海外		17条4項3号ロ(1)	
品目承認更新	国内		480,000 + 旅費	480,000 + 旅費
	海外		17条4項3号ロ(2)	
品目承認更新	国内		12,400	12,400
	海外		17条4項3号ロ(1)	
品目承認更新	国内		12,400	12,400
	海外		17条4項3号ロ(2)	
品目承認更新	国内		336,500	336,500
	海外		17条4項3号ハ(1)	
品目承認更新	国内		409,400 + 旅費	409,400 + 旅費
	海外		17条4項3号ハ(2)	
品目承認更新	国内		9,600	9,600
	海外		17条4項3号ハ(1)	
品目承認更新	国内		9,600	9,600
	海外		17条4項3号ハ(2)	
品目承認更新	国内		258,500	258,500
	海外		17条4項3号ニ(1)	
品目承認更新	国内		338,100 + 旅費	338,100 + 旅費
	海外		17条4項3号ニ(2)	
品目承認更新	国内		6,700	6,700
	海外		17条4項3号ニ(1)	
品目承認更新	国内		6,700	6,700
	海外		17条4項3号ニ(2)	
医薬品非臨床基準適合性審査				
G	L		2,062,400	2,062,400
	P		17条3項1号イ(9)ロ号イ(1)	
			2,282,600 + 旅費	2,282,600 + 旅費
			17条3項1号ロ(9)ロ号イ(2)	

区分		手数料額		計
基	本	審査	適合性	
生物由来医薬品・ 放射線医薬品等	国内		436,000	436,000
	海外		17条4項3号イ(1)	
品目追加	国内		554,200 + 旅費	554,200 + 旅費
	海外		17条4項3号イ(2)	
品目追加	国内		30,500	30,500
	海外		17条4項3号イ(1)	
品目追加	国内		30,500	30,500
	海外		17条4項3号イ(2)	
品目承認更新	国内		380,000	380,000
	海外		17条4項3号ロ(1)	
品目承認更新	国内		480,000 + 旅費	480,000 + 旅費
	海外		17条4項3号ロ(2)	
品目承認更新	国内		12,400	12,400
	海外		17条4項3号ロ(1)	
品目承認更新	国内		12,400	12,400
	海外		17条4項3号ロ(2)	
品目承認更新	国内		336,500	336,500
	海外		17条4項3号ハ(1)	
品目承認更新	国内		409,400 + 旅費	409,400 + 旅費
	海外		17条4項3号ハ(2)	
品目承認更新	国内		9,600	9,600
	海外		17条4項3号ハ(1)	
品目承認更新	国内		9,600	9,600
	海外		17条4項3号ハ(2)	
品目承認更新	国内		258,500	258,500
	海外		17条4項3号ニ(1)	
品目承認更新	国内		338,100 + 旅費	338,100 + 旅費
	海外		17条4項3号ニ(2)	
品目承認更新	国内		6,700	6,700
	海外		17条4項3号ニ(1)	
品目承認更新	国内		6,700	6,700
	海外		17条4項3号ニ(2)	
医薬品非臨床基準適合性審査				
G	L		2,062,400	2,062,400
	P		17条3項1号イ(9)ロ号イ(1)	
			2,282,600 + 旅費	2,282,600 + 旅費
			17条3項1号ロ(9)ロ号イ(2)	

区分		手数料額		計
審査	適合性			
医薬品臨床基準適合性調査				
新 G C P	国内	2,723,200		2,723,200
	海外	17条3項2号イ 3,011,900 + 旅費		3,011,900 + 旅費
新 G C P	国内	720,800		720,800
	海外	17条3項2号ハ 751,800 + 旅費		751,800 + 旅費
後 発 G C P	国内	645,200		645,200
	海外	17条3項2号ニ 950,200 + 旅費		950,200 + 旅費
医薬品再審査				
確 認 ・ 調 査	先の申請品目	806,600	2,673,700	3,480,300
	規格違い等品目	17条8項1号イ 271,500	892,100	1,163,600
G P S P	国内		2,193,300	2,193,300
	海外	17条9項2号口(1) 2,409,600 + 旅費		2,409,600 + 旅費
G P S P	国内		752,600	752,600
	海外	17条9項2号口(2) 772,300 + 旅費		772,300 + 旅費
G P S P	国内		752,600	752,600
	海外	17条9項2号口(3) 772,300 + 旅費		772,300 + 旅費
G P S P	国内		752,600	752,600
	海外	17条9項2号口(4) 772,300 + 旅費		772,300 + 旅費

区分		手数料額		計
審査	適合性			
医薬品臨床基準適合性調査				
新 G C P	国内	2,723,200		2,723,200
	海外	17条3項2号イ 3,011,900 + 旅費		3,011,900 + 旅費
新 G C P	国内	720,800		720,800
	海外	17条3項2号ハ 751,800 + 旅費		751,800 + 旅費
後 発 G C P	国内	645,200		645,200
	海外	17条3項2号ニ 950,200 + 旅費		950,200 + 旅費
医薬品再審査				
確 認 ・ 調 査	先の申請品目	806,600	2,673,700	3,480,300
	規格違い等品目	17条8項1号イ 271,500	892,100	1,163,600
G P S P	国内		2,193,300	2,193,300
	海外	17条9項2号口(1) 2,409,600 + 旅費		2,409,600 + 旅費
G P S P	国内		752,600	752,600
	海外	17条9項2号口(2) 772,300 + 旅費		772,300 + 旅費
G P S P	国内		752,600	752,600
	海外	17条9項2号口(3) 772,300 + 旅費		772,300 + 旅費
G P S P	国内		752,600	752,600
	海外	17条9項2号口(4) 772,300 + 旅費		772,300 + 旅費

【別表2 以下に参考として添付】

薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく医療機器の審査等に係る手数料

注）手数料額欄の下段は、薬事法関係手数料令の条項を載したものである。

区分	手数料額		計
	審査	適合性	
医療機器製造業許可に係る調査			
新規業許	実地	148,100	148,100
	書面	16条1項1号イ 111,500	
区分変更・追加	実地	97,400	97,400
	書面	16条1項2号イ 55,300	
業許可更新	実地	97,400	97,400
	書面	16条1項3号イ 55,300	
医療機器外国製造業者認定に係る調査			
新規業認定	実地	133,300 + 旅費	133,300 + 旅費
	書面	16条2項1号イ 58,100	
区分変更・追加	実地	64,600 + 旅費	64,600 + 旅費
	書面	16条2項2号イ 39,700	
業認定更新	実地	64,600 + 旅費	64,600 + 旅費
	書面	16条2項3号イ 39,700	
医療機器審査(新規承認)			
医療機器承認(承認基準なし、臨床あり)		3,077,000	3,741,500
		17条1項1号ニ(1) 664,500	
医療機器承認(承認基準なし、臨床なし)		1,164,300	1,232,800
		17条1項1号ニ(3) 68,500	
高度管理医療機器承認(承認基準あり、臨床なし)		282,900	351,400
		17条1項1号ニ(2) 68,500	
管理医療機器承認(認証基準あり、臨床なし)		282,900	282,900
		17条1項1号ニ(2) 35,600	
販売名変更		35,600	35,600
販売名変更		17条1項1号ホ	

医療機器手数料一覧表

注）手数料額欄の下段は、薬事法関係手数料令の条項を載したものである。

区分	手数料額		計
	審査	適合性	
医療機器製造業許可に係る調査			
新規業許	実地	148,100	148,100
	書面	16条1項1号イ 111,500	
区分変更・追加	実地	97,400	97,400
	書面	16条1項2号イ 55,300	
業許可更新	実地	97,400	97,400
	書面	16条1項3号イ 55,300	
医療機器外国製造業者認定に係る調査			
新規業認定	実地	133,300 + 旅費	133,300 + 旅費
	書面	16条2項1号イ 58,100	
区分変更・追加	実地	64,600 + 旅費	64,600 + 旅費
	書面	16条2項2号イ 39,700	
業認定更新	実地	64,600 + 旅費	64,600 + 旅費
	書面	16条2項3号イ 39,700	
医療機器審査(新規承認)			
医療機器承認(承認基準なし、臨床あり)		3,077,000	3,741,500
		17条1項1号ニ(1) 664,500	
医療機器承認(承認基準なし、臨床なし)		1,164,300	1,232,800
		17条1項1号ニ(3) 68,500	
高度管理医療機器承認(承認基準あり、臨床なし)		282,900	351,400
		17条1項1号ニ(2) 68,500	
管理医療機器承認(認証基準あり、臨床なし)		282,900	282,900
		17条1項1号ニ(2) 35,600	
販売名変更		35,600	35,600
販売名変更		17条1項1号ホ	

区分	手数料額		計
	審査	適合性	
医療機器審査(承認事項一部変更承認)			
医療機器承認(承認基準なし、臨床あり)	1,538,000 17条1項2号ニ(1)	664,500 17条2項2号ト	2,202,500
医療機器承認(承認基準なし、臨床なし)	584,100 17条1項2号ニ(3)	37,100 17条2項2号リ	621,200
高度管理医療機器承認(承認基準あり、臨床なし)	143,500 17条1項2号ニ(2)	37,100 17条2項2号子	180,600
管理医療機器承認(認証基準あり、臨床なし)	143,500 17条1項2号ニ(2)		143,500
医療機器QMS適合性調査			
承認一変輸出用製造	国内	739,800	739,800
	新医療機器	17条4項1号ロ(1)	
	海外	933,500 + 旅費	933,500 + 旅費
	17条4項1号ロ(2)		
	国内	666,100	666,100
	生物由来医療機器・高度管理医療機器(クラスIV)等	17条4項1号イ(1)	
	海外	844,400 + 旅費	844,400 + 旅費
	17条4項1号イ(2)		
	国内	201,300	201,300
	滅菌医療機器	17条4項1号ハ(1)	
海外	229,800 + 旅費	229,800 + 旅費	
17条4項1号ハ(2)			
国内	141,200	141,200	
上記以外の医療機器	17条4項1号ニ(1)		
海外	155,400 + 旅費	155,400 + 旅費	
17条4項1号ニ(2)			
国内	63,800	63,800	
包装・表示・保管、外部試験検査等	17条4項2号イ、5項1号イ		
海外	84,800 + 旅費	84,800 + 旅費	
17条4項2号ロ、5項1号ロ			

区分	手数料額		計
	審査	適合性	
医療機器審査(承認事項一部変更承認)			
医療機器承認(承認基準なし、臨床あり)	1,538,000 17条1項2号ニ(1)	664,500 17条2項2号ト	2,202,500
医療機器承認(承認基準なし、臨床なし)	584,100 17条1項2号ニ(3)	37,100 17条2項2号リ	621,200
高度管理医療機器承認(承認基準あり、臨床なし)	143,500 17条1項2号ニ(2)	37,100 17条2項2号子	180,600
管理医療機器承認(認証基準あり、臨床なし)	143,500 17条1項2号ニ(2)		143,500
医療機器GMP適合性調査			
承認一変輸出用製造	国内	739,800	739,800
	新医療機器	17条4項1号ロ(1)	
	海外	933,500 + 旅費	933,500 + 旅費
	17条4項1号ロ(2)		
	国内	666,100	666,100
	生物由来医療機器・高度管理医療機器(クラスIV)等	17条4項1号イ(1)	
	海外	844,400 + 旅費	844,400 + 旅費
	17条4項1号イ(2)		
	国内	201,300	201,300
	滅菌医療機器	17条4項1号ハ(1)	
海外	229,800 + 旅費	229,800 + 旅費	
17条4項1号ハ(2)			
国内	141,200	141,200	
上記以外の医療機器	17条4項1号ニ(1)		
海外	155,400 + 旅費	155,400 + 旅費	
17条4項1号ニ(2)			
国内	63,800	63,800	
包装・表示・保管、外部試験検査等	17条4項2号イ、5項1号イ		
海外	84,800 + 旅費	84,800 + 旅費	
17条4項2号ロ、5項1号ロ			

区	分	手数料額		計	
		審査	適合性		
生物由来医療機器、 高度管理医療機器 (クラスIV)等	基	内	436,000	436,000	
		海外	17条4項3号イ(1) 554,200 + 旅費	554,200 + 旅費	
	品目追加	内	30,500	30,500	
		海外	17条4項3号イ(1) 30,500	30,500	
	基	内	380,000	380,000	
		海外	17条4項3号ロ(1) 480,000 + 旅費	480,000 + 旅費	
	減菌医療機器	品目追加	内	12,400	12,400
			海外	17条4項3号ロ(1) 12,400	12,400
	品目承認更新 輸出用更新	基	内	336,500	336,500
			海外	17条4項3号ハ(1) 409,400 + 旅費	409,400 + 旅費
上記以外の医療機器	品目追加	内	9,600	9,600	
		海外	17条4項3号ハ(1) 9,600	9,600	
医療機器非臨床基準適合性審査	基	内	258,500	258,500	
		海外	17条4項3号ニ(2) 338,100 + 旅費	338,100 + 旅費	
G	L	内	6,700	6,700	
		海外	17条4項3号ニ(2) 6,700	6,700	
G	L	内	2,062,400	2,062,400	
		海外	17条3項1号イ(1) 2,282,600 + 旅費	2,282,600 + 旅費	
G	L	内	2,282,600	2,282,600	
		海外	17条3項1号ロ(2) 2,282,600 + 旅費	2,282,600 + 旅費	

区	分	手数料額		計	
		審査	適合性		
生物由来医療機器、 高度管理医療機器 (クラスIV)等	基	内	436,000	436,000	
		海外	17条4項3号イ(1) 554,200 + 旅費	554,200 + 旅費	
	品目追加	内	30,500	30,500	
		海外	17条4項3号イ(1) 30,500	30,500	
	基	内	380,000	380,000	
		海外	17条4項3号ロ(1) 480,000 + 旅費	480,000 + 旅費	
	減菌医療機器	品目追加	内	12,400	12,400
			海外	17条4項3号ロ(1) 12,400	12,400
	品目承認更新 輸出用更新	基	内	336,500	336,500
			海外	17条4項3号ハ(1) 409,400 + 旅費	409,400 + 旅費
上記以外の医療機器	品目追加	内	9,600	9,600	
		海外	17条4項3号ハ(1) 9,600	9,600	
医療機器非臨床基準適合性審査	基	内	258,500	258,500	
		海外	17条4項3号ニ(2) 338,100 + 旅費	338,100 + 旅費	
G	L	内	6,700	6,700	
		海外	17条4項3号ニ(2) 6,700	6,700	
G	L	内	2,062,400	2,062,400	
		海外	17条3項1号イ(1) 2,282,600 + 旅費	2,282,600 + 旅費	
G	L	内	2,282,600	2,282,600	
		海外	17条3項1号ロ(2) 2,282,600 + 旅費	2,282,600 + 旅費	

区分		手数料額		計			
		審査	適合性				
医療機器臨床適合性調査							
G	C	P	国内	635,300	635,300		
			海外	17条3項3号イ		918,400+旅費	918,400+旅費
				17条3項3号ロ			
医療機器再審査							
新	医療機器	以外		502,600	1,127,200		
				17条8項2号イ		624,600	
				17条9項1号ハ			
新	医療機器	以外		51,600	51,600		
				17条8項2号ロ			
G	P	S	国内	610,700	610,700		
			海外	17条9項2号ロ(5)		949,000+旅費	949,000+旅費
				17条9項2号ロ(6)			

区分		手数料額		計			
		審査	適合性				
医療機器臨床適合性調査							
G	C	P	国内	635,300	635,300		
			海外	17条3項3号イ		918,400+旅費	918,400+旅費
				17条3項3号ロ			
医療機器再審査							
新	医療機器	以外		502,600	1,127,200		
				17条8項2号イ		624,600	
				17条9項1号ハ			
新	医療機器	以外		51,600	51,600		
				17条8項2号ロ			
G	P	S	国内	610,700	610,700		
			海外	17条9項2号ロ(5)		949,000+旅費	949,000+旅費
				17条9項2号ロ(6)			

区分		手数料額	納付時期
優先対面助言品目指定審査			
医薬品優先対面助言品目指定審査	1申請当たり	818,800円	予め納付してから 機関に依頼
医療機器・体外診断用医薬品優先対面助言品目指定審査	1申請当たり	818,800円	
安全性試験調査			
全試験項目(医薬品及び医療機器)	1施設につき	3,023,800円	
全試験項目(医薬品又は医療機器)	国内	2,062,400円	予め納付してから 機関に依頼
	海外	2,282,600円 +旅費	
試験項目限定 追加適合認定	1施設につき	985,200円 932,600円	
医薬品等証明確認調査			
医薬品製剤証明	1品目につき	15,100円	予め納付してから 機関に依頼
その他の証明	1品目1事項につき	8,400円	
資料保管室の使用			
	1個室につき1日当たり	3,000円	使用期間終了後、 機関からの請求 により納付

区分		手数料額	納付時期
優先対面助言品目指定審査			
医薬品優先対面助言品目指定審査	1申請当たり	818,800円	予め納付してから 機関に依頼
医療機器・体外診断用医薬品優先対面助言品目指定審査	1申請当たり	818,800円	
安全性試験調査			
全試験項目(医薬品及び医療機器)	1施設につき	3,023,800円	
全試験項目(医薬品又は医療機器)	国内	2,062,400円	予め納付してから 機関に依頼
	海外	2,282,600円 +旅費	
試験項目限定 追加適合認定	1施設につき	985,200円 932,600円	
医薬品等証明確認調査			
医薬品製剤証明	1品目につき	15,100円	予め納付してから 機関に依頼
その他の証明	1品目1事項につき	8,400円	
資料保管室の使用			
	1個室につき1日当たり	3,000円	使用期間終了後、 機関からの請求 により納付

別表

還付の取扱いについて

手数料区分	業務開始日
新医薬品審査手数料 医薬品再審査手数料 後発医薬品審査手数料 医療機器審査手数料 医療機器再審査手数料 医薬品 GMP 適合性調査手数料 医療機器 QMS 適合性調査手数料 医薬品構造設備調査手数料 医療機器構造設備調査手数料 医薬品海外製造施設認定調査手数料 医療機器海外製造施設認定調査手数料 医薬品等証明確認調査手数料	機構受領日
新医薬品適合性調査手数料 医療機器適合性調査手数料 医薬品再審査適合性調査手数料 医療機器再審査適合性調査手数料	資料詳細目録提出指示日
後発医薬品適合性調査手数料（品質再評価に伴う承認事項一部変更承認申請の適合性調査に係るものを除く。）	調査資料提出指示日

別表 4

還付の取扱いについて

手数料区分	業務開始日
新医薬品審査手数料 医薬品再審査手数料 後発医薬品審査手数料 医療機器審査手数料 医療機器再審査手数料 医薬品 GMP 適合性調査手数料 医療機器 GMP 適合性調査手数料 医薬品構造設備調査手数料 医療機器構造設備調査手数料 医薬品海外製造施設認定調査手数料 医療機器海外製造施設認定調査手数料 医薬品等証明確認調査手数料	機構受領日
新医薬品適合性調査手数料 医療機器適合性調査手数料 医薬品再審査適合性調査手数料 医療機器再審査適合性調査手数料	資料詳細目録提出指示日
後発医薬品適合性調査手数料（品質再評価に伴う承認事項一部変更承認申請の適合性調査に係るものを除く。）	調査資料提出指示日

別記

日本製薬団体連合会会長
日本製薬工業協会会長
日本臨床検査薬協会会長
米国研究製薬工業協会技術委員会委員長
欧州製薬団体連合会技術小委員会委員長
日本医療機器関係団体協議会会長
在日米国商工会議所医療機器・体外診断委員会委員長
欧州ビジネス協議会医療機器・体外診断委員会委員長
日本化粧品工業連合会会長
日本輸入化粧品協会会長
日本石鹼洗剤工業会会長
日本浴用剤工業会会長
日本エアゾール協会会長
日本エアゾールヘルファッカー工業組合理事長
在日米国商工会議所化粧品委員会委員長
欧州ビジネス協議会化粧品委員会委員長
日本衛生材料工業連合会会長
日本清浄紙綿類工業会会長
日本パーマメントウェーブ液工業組合理事長
日本殺虫剤工業会会長
日本防疫殺虫剤協会会長
日本QA研究会会長
化学物質等安全性試験受託機関協議会会長
社団法人日本血液製剤協会理事長
社団法人細菌製剤協会理事長
社団法人日本医師会治験促進センター長

別記

日本製薬団体連合会会長
日本製薬工業協会会長
日本臨床検査薬協会会長
米国研究製薬工業協会技術委員会委員長
欧州製薬団体連合会技術小委員会委員長
日本医療機器関係団体協議会会長
在日アメリカ商工会議所医療機器・体外診断委員会委員長
欧州ビジネス協議会医療機器・体外診断委員会委員長
日本化粧品工業連合会会長
日本化粧品輸入組合理事長
日本石鹼洗剤工業会会長
浴用剤工業会会長
日本エアゾール協会会長
日本エアゾールヘルファッカー工業組合理事長
在日アメリカ商工会議所化粧品委員会委員長
欧州ビジネス協議会化粧品委員会委員長
日本衛生材料工業連合会会長
日本清浄紙綿類工業会会長
日本パーマメントウェーブ液工業組合理事長
日本殺虫剤工業会会長
日本防疫殺虫剤協会会長
日本QA研究会会長
化学物質等安全性試験受託機関協議会会長

平成17年12月27日改正
薬機発第11号
平成16年4月1日

各都道府県薬務主管部(局)長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 宮島 彰

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)の設立に伴い、
機構が行う審査等業務の手数料の取扱いについては、下記のとおりとなります
ので、貴管内関係業者へ周知方よろしくお願い致します。
なお、同趣旨については、関係団体へ連絡済みであることを念のため申し添
えます。

記

1. 審査等手数料について

機構の審査等が必要な承認申請等を行う場合には、申請前にかからじめ機
構の指定する金融機関の普通預金口座に審査等手数料を振り込み、機構宛の
審査等申請書の裏面に「振込受取書」のコピーを貼付して下さい。

- (1) 医薬品・医薬部外品・化粧品審査等手数料一覧表・・・別表1
- (2) 医療機器審査等手数料一覧表・・・別表2
- (3) その他の手数料等一覧表・・・別表3

2. 審査等手数料の振込について

- (1) 審査等手数料は、審査等申請書に記載した品目に応じた手数料の合計金
額に対応する金額を振り込んで下さい。

薬機発第0330002号
平成19年3月30日

各都道府県薬務主管部(局)長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 宮島 彰

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について

標記について、別添のとおり関係団体に通知しましたので、お知らせします。

(2) 実地調査で別途手数料に加算されます旅費等については、調査終了後、機構の請求により指定の口座へ振り込んで下さい。

(3) 審査等手数料は、機構の指定する振込依頼書又は市中銀行備え付けの振込依頼書若しくは自動振込機で、機構の指定口座に振り込んで下さい。
なお、郵便局から振り込むことはできません。
また、機構の指定する振込依頼書は、都道府県の承認申請窓口又は機構の受付で配付されます。

(4) 機構の指定する振込依頼書は、医薬品・医薬部外品・化粧品審査等手数料専用（青色の用紙）と医療機器審査等手数料専用（茶色の用紙）の2種類になります。

① 医薬品・医薬部外品・化粧品に係る承認審査、基準適合性調査、GMP調査、再審査、再審査適合性調査、GLP調査、構造設備調査、海外施設認定等調査、証明確認調査及び対面助言を申請・申込される場合には、医薬品・医薬部外品・化粧品審査等手数料専用の振込依頼書を使用して下さい。

② 医療機器の承認審査、基準適合性調査、GMP調査、再審査、再審査適合性調査、GLP調査、構造設備調査、海外施設認定等調査及び対面助言を申請・申込される場合には、医療機器専用の振込依頼書を使用して下さい。

(5) 機構の指定口座は、次のとおり医薬品・医薬部外品・化粧品専用の指定口座と医療機器専用の指定口座と別々に指定されています。

医薬品・医薬部外品・化粧品専用の指定口座一覧表

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
みずほ銀行	新橋支店	普通	1737826
三井住友銀行	東京公務部	普通	152478
三菱東京UFJ銀行	東京公務部	普通	1004552

りそな銀行 東京営業部 普通 1474953

※ 埼玉りそな銀行の支店から、りそな銀行の指定口座への振込みも
同一銀行の扱いとなります。

医療機器専用の指定口座一覧表

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
みずほ銀行	新橋支店	普通	8393075
三井住友銀行	東京公務部	普通	152489
三菱東京UFJ銀行	東京公務部	普通	1179123
りそな銀行	東京営業部	普通	3676472

※ 埼玉りそな銀行の支店から、りそな銀行の指定口座への振込みも
同一銀行の扱いとなります。

(6) 市中銀行等備え付けの振込依頼書又は自動振込機を使用して振り込む場
合、受取人の名称は「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」と記載し、
送金方法は「電信」と「文書」扱いの2種類ありますが、いずれの方法で
も結構です。

(7) 機構の指定する振込依頼書を使用し、2-(5)に示す指定銀行本支店から
同一銀行の指定口座に振込む場合に限り、振込手数料は無料となります。
(例えば、みずほ銀行新宿支店からみずほ銀行新橋支店の機構指定の口座
へ振り込む場合)。

3. 業者コードの記入について

- (1) 機構の指定する振込依頼書の場合は「業者コード」欄に「業者コード(9桁)」を必ず記載して下さい。
- (2) 市中銀行等備え付けの振込依頼書の場合は、最初に「業者コード(9桁)」

を記載し、次に1文字分を空欄とした後、「依頼人の氏名」を記載して下さい。自動振込機を使用する場合も同じです。

(3) 業者コードを持たない申請者（新規申請業者または安全性試験実施者は、業者コードを「999999999」と記載して下さい。
なお、治験の相談申込者で、自ら治験を実施する者の場合は、業者コードの欄「999999888」と記載して下さい。

4. 還付の取扱いについて

(1) 審査等手数料（医薬品治験相談手数料及び医療機器治験相談手数料を除く。）については、申請者等が別表4の左欄に掲げる手数料の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日以降に承認申請等の取下げを行った場合は、手数料の還付をいたしません。

(2) 医薬品治験相談手数料及び医療機器治験相談手数料については、申込者が対面助言申込日以後に取下げを行った場合には、手数料の半額還付を行います。

5. その他

審査等手数料に関する記載、振込等について、疑義が生じた場合は下記に照会して下さい。

(連絡先)

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

審査管理部 業務課

電話 (03) 3506-9437 (ダイヤルイン)

附 則（平成 17 年 3 月 30 日薬機発 0330008 号）
この通知は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 27 日薬機発 1227010 号）
この通知は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

薬機発第0330003号

平成19年3月30日

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
厚生労働省医薬食品局安全対策課長
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 宮 島 彰

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について

標記について、別添のとおり関係団体及び都道府県に通知しましたので、お知らせします。

薬機発第12号

平成16年4月1日

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
厚生労働省医薬食品局安全対策課長
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 宮 島 彰

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について

標記について、別添のとおり関係機関等に通知しましたのでお知らせいたします。